

NO. 1.

School Health

— 2月号 —

行な充重たる教育の充成者を成る格の完成の目的を達成する。教育の目的は、心の育成と身体の育成、精神的・社会的・文化的・体育的等の多方面の育成である。

# 学校保健

日本学校保健会報  
昭和29年2月1日発行(毎月1回1日発行)

編集発行 日本学校保健会  
岩原 拓保  
東京都港区西久保明舟町10番地  
電話芝 (43) 5830 4603番  
据替口座東京 98761  
印刷所 伊東進歩堂  
東京都文京区東青柳町30



第三回全国学校保健大会開会式(高松市四番丁小学校体育館).....

昭和廿六年福岡市で開催の第一回全国学校保健大会以来、学校保健法の制定を要望する声が高まり、仙台で開催の第二回大会では制定促進の世論となり、さらに各地の地方プロツク大会においても、また都道府県別の大会や五大都市の大会等においてもこの件につき政府に対し、また国会に対して、建議、陳情を猛烈に行わんとする情勢が燃え上つてゐる。一方、世論内容の統一を期す上から、学校保健法の内容についても、検討を加える必要があるとして、今回の高校市で開かれた全国学校保健大会においては、新たに各地に学校保健推進協議会、中央にその連合会をつくり、学校保健法の内容を研究討議するとともに、明確なる内容をひつさげて、その実現のため、猛運動を展開すべく全会一致の希望があつた。

そこで、中央において研究されてゐる学校保健法に盛るべき内容の骨子ともいふべきものを示せば次のとおりであつて、この骨子を法制技術的に整備することによつて、適切なる学校保健法案が生れるものと思われる。

**学校保健法案の骨子**

学校保健推進の原拠となるべき学徒の保健に対する法規はそのほとんどが戦前に制定されたもので、新教育の意図するところに即応せず不完全なものである。したがつて、講和後における学校保健の振興対策として学徒の健康育成保持のため、次に掲げるような諸条件を明確に規定し、学徒の生命健康を保障する法的措置を探ることが緊要である。

- 1、学校保健の定義を明かにする。
- 2、学校設置者、教育行政、校長、保護者、親権者等の学校保健に関する責任を明確にする。
- 3、学校保健の基本条件を明確にする。
- 4、健康指導の目標、方法、指導者の責任等を明確にする。
- 5、健康管理について校長の責任、構成、運営等について明確にする。
- 6、学校保健委員会の目的、設置、基準、健康、(学校医、学校歯科医を含む)管理者等について明らかにする。
- 7、学校保健主事の設置、資格、職務について明確にする。
- 8、就学前身体検査の実施の主体を明確にし、その実施の適正を期する。
- 9、教員養成所の目的、設置義務、運営等について明確にし、その運営を適正にする。
- 10、都道府県及び市町村単位の学校保健審議会を設置する。
- 一一、学校保健に関する国、都道府県市町村等において予算的措置を講ずる。

## 第三回全国学校保健大会特集

・大会記事・学校保健表彰者・学校保健推進協議会・学校教育法施行規則等一部改正(学校医学校歯科医保健室)・会議録

# 第三回全國学校保健大会

## 会衆一千真剣に討議

玉藻よし「さぬき」高松で開催

第三回全国学校保健大会は、十一月十五、十六、十七日の三日間香川県高松市で、文部省・日本学校保健会、香川県教育委員会、香川県学校保健会、高松市教育委員会の共同主催で開催された。参加者は県外から約一千名、県内より五百名、合せて一千五百名に及び、会場の高松市立四番丁小学校の新築体育館も文字どおり立錐の余地がなかつた。

第一日の開会式は、午前九時、香川県学校保健会長大西義術氏の開会の辞で始まつたが、大会準備委員長の挨拶をも兼ねたもので、学校保健向上のための重要な問題協議と研究発表とを主眼とした本大会は、香川県殊に高松市の紹介をも含めたものであることを調子のよいマイクを通じて述べ、県教育委員長でもある同氏の着実、重厚な實錄を示した。

次いで大会会長である香川県教委教育長久保田英一氏と大会名譽会長である大連文部大臣代理の田中文部次官から、何れも新教育に於ける健康育成の重要性について、透徹した挨拶が述べられ、会場の空氣を学校保健重視のるつぼに誘導した。つづ

いて、金子香川県知事、国東高松市長の心からなる祝辞があり、また日本医師会長のメツセージ、日本歯科医師会長の祝辞(遅刻)が朗読され、三宅香川県医師会長、日本歯科医師会長の祝辞等があり、これらは戦後では今回が初めてのものであつた。表彰式(引きつき)、学校保健功労者表彰式が行われた。まず中央審査委員長から審査結果の発表があり、受彰者の学校医三四名、学校歯科医一五名、学校薬剤師一名、学校保健委員会二九名、合計七十九名(詳細別掲)に対し、表彰会長たる大連文部大臣代理の田中文部次官から表彰状の授与があり、学校医代表として香川県の南保吉郎氏、学校歯科医代表として東京の磯仙策氏、学校薬剤師代表として小林泰朗氏、学校保健会代表として香川県の大浜小学校長が表彰状を受け、田中文部次官から一同に對し、その労を謝し、祝意を表しがつ今後一層の努力を望む旨の挨拶を行つた。これに對して受彰者代表として南保吉郎氏が謝辞を述べた。

最後に司会者の誘導で受彰者中の八

十数年に及ぶ最高令者である宮城県の亀井川英吾老は、「私は今年八十四才の青年であります」と冒頭してユーモアに富んだ挨拶を述べ、万堂に陽気を漂わせた。

前大会決議の處理・明年度大会開

いては本日以後において、戦後末開催プロックである近畿地方の府県や健康優良表彰に輝く島根県で考慮せられ、或は静岡県その他関東の諸県で工夫を煩わしたい。何れの場合も文部省・日本学校保健会も協力を惜まないものである」とのべ、一応の報告を終つた。

全体協議会

午前十一時より午後二時過ぎまで本大会の眼目の一つである全体協議会に入り、予め準備委員会で整理してあつた二十五題の協議を終つた。

午前八時半から研究発表が行われるが、その内容は、学校保健法制定促進に関すること、学校保健職員ハ学校医、学校歯科医、学校薬剤師等設置の法制化に関する事、健康教育の教科名を保健体育科として、その教科目を保健、体育の二教科、保健の教授時数は毎週一時間を下らすこと、学徒特別健康保険組合法制化を建議すること等の諸問題であつたが、これらは実現を期するため、文書や少數者の陳情に止めることがなく別擧の如き基本要項に従つて地方に学校保健推進協議会をつくって、中央に推進協議会連合会を作り、

催地

右終つて一旦休憩に入り、再開後直ちに岩原学校保健会理事長より、前回大会の決議事項の処理報告を行つたのである。この推進協議会結成は、昨年の仙台大会の際非公式で

はあつたが、北海道で第四回大会引受けの空気が濃厚であつたが、北海道は遺憾ながら引受困難との申出であります。そのため目下引受申出県をここに御報告することが出来ない。ついで本医師会長のメツセージ、日本歯科医師会長の祝辞(遅刻)が朗読され、三宅香川県医師会長、日本歯科医師会長の祝辞等があり、これらは戦後では今回が初めてのものであつた。

表彰式

引きつき、学校保健功労者表彰式が行われた。まず中央審査委員長から審査結果の発表があり、受彰者の学校医三四名、学校歯科医一五名、学校薬剤師一名、学校保健委員会二九名、合計七十九名(詳細別掲)に対し、表彰会長たる大連文部大臣代理の田中文部次官から表彰状の授与があり、学校医代表として香川県の南保吉郎氏、学校歯科医代表として東京の磯仙策氏、学校薬剤師代表として小林泰朗氏、学校保健会代表として香川県の大浜小学校長が表彰状を受け、田中文部次官から一同に對し、その労を謝し、祝意を表しがつ今後一層の努力を望む旨の挨拶を行つた。これに對して受彰者代表として南保吉郎氏が謝辞を述べた。

第二日(十一月十六日)

午前八時半から研究発表が行われるが、その内容は、学校保健法制定促進に関すること、学校保健職員ハ学校医、学校歯科医、学校薬剤師等設置の法制化に関する事、健康教育の教科名を保健体育科として、その教科目を保健、体育の二教科、保健の教授時数は毎週一時間を下らすこと、学徒特別健康保険組合法制化を建議すること等の諸問題であつたが、これらは実現を期するため、文書や少數者の陳情に止めることがなく別擧の如き基本要項に従つて地方に学校保健推進協議会をつくって、中央に推進協議会連合会を作り、

特別講演

午後一時から九州大学医学部教授の中修三博士の「子供の見方」とい

のため文部大臣衆参両院議長その他

の関係方面に対し、地方中央相携え

て、熱烈に運動を展開することになつたのである。この推進協議会結成の世話役には日本学校保健会があつた。

### 分科会

分科会は校長部会、保健主事部会、養護教諭部会、学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、学校給食部会、PTA部会の八つに分れて行われたが、学校給食部会とPTA部会は新らしい部会として注目され

たが、何れも熱心に討議研究をつゞけ、第二日の全体協議会で報告すべく、部会決定事項の取まとめに分科会議長は大童であつた。

この日大会の進行と平行して、各都道府県五大都市から選ばれた代表者によつて別室で新たに誕生すべき部会決定事項の取まとめに分科会議長は大童であつた。

午前八時半から研究発表が行われるが、その内容は、学校保健法制定促進に関すること、学校保健職員ハ学校医、学校歯科医、学校薬剤師等設置の法制化に関する事、健康教育の教科名を保健体育科として、その教科目を保健、体育の二教科、保健の教授時数は毎週一時間を下らすこと、学徒特別健康保険組合法制化を建議すること等の諸問題であつたが、これらは実現を期するため、文書や少數者の陳情に止めることがなく別擧の如き基本要項に従つて地方に学校保健推進協議会をつくって、中央に推進協議会連合会を作り、

特別講演

午後一時から九州大学医学部教授の中修三博士の「子供の見方」とい

☆特に…中年以後の方・偏食される方・お産前後の方・療養中の方…に必要☆

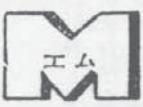
## カルシウム+ビタミンを1錠に



武田薬品

カルシウム、鉄、磷など身体に不可欠な11のミネラル(無機栄養素)と健康に必要な12のビタミンが密接に協力して体质を改善し病気を防ぎ、疲れを知らぬ丈夫な身体をつくります

ミネラル配合 薬用ビタミン剤



★1日1錠・30錠100錠・他にパンピタン錠・末・液・注 大阪市道修町 武田薬品工業株式会社



う特別講演があつた。最近やかましくいわれる精神衛生を子供の生活に結びつけての教育論ともいうべきものであつて、我々が子供を見る場合の指針として、傾聴に住すべきものであつた。

## 審議報告

午後の二時廿分からは昨日特別に各都道府県及び五大都市選出の多数の委員に調査を附託された学校保健法制定に関する件及びこれに関連する学校保健推進協議会の問題(別掲)について、審議の世話をあつた香川県保健体育課長の朝倉政之氏及び福岡県の崩東民氏から報告があり、満場異議なくこれに賛同した。次で各分科からの審議報告があり、質疑応答もあつて、定刻には無事終了した。途中大阪市の西起三郎氏は自案学徒特別保険組合法制定化問題の審議方法について議長に異議を申立てた。が議長はこの件を推進協議会の研究にゆだねることを図り、その賛成を得た。

川県保健体育課長の朝倉政之氏及び福岡県の崩東民氏から報告があり、満場異議なくこれに賛同した。次で各分科からの審議報告があり、質疑応答もあつて、定刻には無事終了した。途中大阪市の西起三郎氏は自案

得た。

## 郷土芸術鑑賞

大会最後の行事ともいうべき招待晚さん会は、午後五時半から同じ会場で開催され、地元の久保田香川県教育長の挨拶について、参会者代表として福岡の崩東民氏が謝辞を述べた。

そのあと、郷土芸術の夕と銘うつた色とりくの民謡舞踊が展開され、高松情緒を十二分に満喫することができた。かくて、大会の万才を称えて学校保健の向上発展を念じつゝ解散した。

## 第三日(十一月十七日)

視察観光の日程は、次の三つのコースにわかれ実施した。

第一コース 高松四番丁小学校視察—屋島中視察—屋島山上—琴平宮—高松  
第二コース 高松—坂出中央小視察—琴平宮—高松  
第三コース 草壁—安田小視察—丸金正油見学—寒霞渓—高松

## 負担金納入のお願い

加盟団体負担金について、毎年御迷惑をおかけしておりますが、年度末にもなりますので、未納の向は至急御納入下さるようお願いします。本年度の納入は、二十一団体約十萬円で、漸く全国大会分担金支出の程度であり、ブロック大会その他の支出は不可能の状態であります。事情御諒察の上、未納の向は至急御払込み方お類い申上げます。振替口座御利用の場合には左記へ

東京九八七六一番日本学校衛生会

## 一十九年度第四回

## 全國學校保健大會島根縣に決定

## 次年度第五回大會は福井縣に内定

## 本會会報發行

## 学校配布等御支援お願い

5、本會に編集委員若干名をおき、編集については概ねそれに一任する。

(イ)論説(主として短文的のもの)

(ロ)本會の重要会議報告

(ハ)文部省発表の要周知事項及び諸情報

(ニ)加盟団体の事業その他の状況(ホ)全国学生保健関係者の調査研究及び諸資料

(ヘ)広告の品位保持のための廣告

(二)会報の發送会報は本會より加盟団体(府県及び五大都市)宛にとりまとめて発送し、加盟団体より各学校になるべく速かに適切な方法で配分していただきたい。

(三)会報発行に要する経費は、その財源を主として広告収入による予定である(これを毎月継続して収入あるように特に前記の盡力者の多大の配慮をわざらわし

た)

6、会報の編理は本會経常費とは切りはなし特別会計とし、理事長が管理方法を定め、かつ決算期には決算報告をする物とする

7、本會会報を原則として毎月一回発行する

8、本會会報を原則として毎月一回発行する

9、本會会報を原則として毎月一回発行する

10、本會会報を原則として毎月一回発行する

11、本會会報を原則として毎月一回発行する

12、本會会報を原則として毎月一回発行する

13、本會会報を原則として毎月一回発行する

14、本會会報を原則として毎月一回発行する

15、本會会報を原則として毎月一回発行する

16、本會会報を原則として毎月一回発行する

17、本會会報を原則として毎月一回発行する

18、本會会報を原則として毎月一回発行する

19、本會会報を原則として毎月一回発行する

20、本會会報を原則として毎月一回発行する

21、本會会報を原則として毎月一回発行する

22、本會会報を原則として毎月一回発行する

23、本會会報を原則として毎月一回発行する

24、本會会報を原則として毎月一回発行する

25、本會会報を原則として毎月一回発行する

26、本會会報を原則として毎月一回発行する

27、本會会報を原則として毎月一回発行する

28、本會会報を原則として毎月一回発行する

29、本會会報を原則として毎月一回発行する

30、本會会報を原則として毎月一回発行する

31、本會会報を原則として毎月一回発行する

32、本會会報を原則として毎月一回発行する

33、本會会報を原則として毎月一回発行する

34、本會会報を原則として毎月一回発行する

35、本會会報を原則として毎月一回発行する

36、本會会報を原則として毎月一回発行する

37、本會会報を原則として毎月一回発行する

38、本會会報を原則として毎月一回発行する

39、本會会報を原則として毎月一回発行する

40、本會会報を原則として毎月一回発行する

41、本會会報を原則として毎月一回発行する

42、本會会報を原則として毎月一回発行する

43、本會会報を原則として毎月一回発行する

44、本會会報を原則として毎月一回発行する

45、本會会報を原則として毎月一回発行する

46、本會会報を原則として毎月一回発行する

47、本會会報を原則として毎月一回発行する

48、本會会報を原則として毎月一回発行する

49、本會会報を原則として毎月一回発行する

50、本會会報を原則として毎月一回発行する

51、本會会報を原則として毎月一回発行する

52、本會会報を原則として毎月一回発行する

53、本會会報を原則として毎月一回発行する

54、本會会報を原則として毎月一回発行する

55、本會会報を原則として毎月一回発行する

56、本會会報を原則として毎月一回発行する

57、本會会報を原則として毎月一回発行する

58、本會会報を原則として毎月一回発行する

59、本會会報を原則として毎月一回発行する

60、本會会報を原則として毎月一回発行する

61、本會会報を原則として毎月一回発行する

62、本會会報を原則として毎月一回発行する

63、本會会報を原則として毎月一回発行する

64、本會会報を原則として毎月一回発行する

65、本會会報を原則として毎月一回発行する

66、本會会報を原則として毎月一回発行する

67、本會会報を原則として毎月一回発行する

68、本會会報を原則として毎月一回発行する

69、本會会報を原則として毎月一回発行する

70、本會会報を原則として毎月一回発行する

71、本會会報を原則として毎月一回発行する

72、本會会報を原則として毎月一回発行する

73、本會会報を原則として毎月一回発行する

74、本會会報を原則として毎月一回発行する

75、本會会報を原則として毎月一回発行する

76、本會会報を原則として毎月一回発行する

77、本會会報を原則として毎月一回発行する

78、本會会報を原則として毎月一回発行する

79、本會会報を原則として毎月一回発行する

80、本會会報を原則として毎月一回発行する

81、本會会報を原則として毎月一回発行する

82、本會会報を原則として毎月一回発行する

83、本會会報を原則として毎月一回発行する

84、本會会報を原則として毎月一回発行する

85、本會会報を原則として毎月一回発行する

86、本會会報を原則として毎月一回発行する

87、本會会報を原則として毎月一回発行する

88、本會会報を原則として毎月一回発行する

89、本會会報を原則として毎月一回発行する

90、本會会報を原則として毎月一回発行する

91、本會会報を原則として毎月一回発行する

92、本會会報を原則として毎月一回発行する

93、本會会報を原則として毎月一回発行する

94、本會会報を原則として毎月一回発行する

95、本會会報を原則として毎月一回発行する

96、本會会報を原則として毎月一回発行する

97、本會会報を原則として毎月一回発行する

98、本會会報を原則として毎月一回発行する

99、本會会報を原則として毎月一回発行する

100、本會会報を原則として毎月一回発行する

101、本會会報を原則として毎月一回発行する

102、本會会報を原則として毎月一回発行する

103、本會会報を原則として毎月一回発行する

104、本會会報を原則として毎月一回発行する

105、本會会報を原則として毎月一回発行する

106、本會会報を原則として毎月一回発行する

107、本會会報を原則として毎月一回発行する

108、本會会報を原則として毎月一回発行する

109、本會会報を原則として毎月一回発行する

110、本會会報を原則として毎月一回発行する

111、本會会報を原則として毎月一回発行する

112、本會会報を原則として毎月一回発行する

113、本會会報を原則として毎月一回発行する

114、本會会報を原則として毎月一回発行する

115、本會会報を原則として毎月一回発行する

116、本會会報を原則として毎月一回発行する

117、本會会報を原則として毎月一回発行する

118、本會会報を原則として毎月一回発行する

119、本會会報を原則として毎月一回発行する

120、本會会報を原則として毎月一回発行する

121、本會会報を原則として毎月一回発行する

122、本會会報を原則として毎月一回発行する

123、本會会報を原則として毎月一回発行する

124、本會会報を原則として毎月一回発行する

125、本會会報を原則として毎月一回発行する

126、本會会報を原則として毎月一回発行する

127、本會会報を原則として毎月一回発行する

128、本會会報を原則として毎月一回発行する

129、本會会報を原則として毎月一回発行する

130、本會会報を原則として毎月一回発行する

131、本會会報を原則として毎月一回発行する

132、本會会報を原則として毎月一回発行する

133、本會会報を原則として毎月一回発行する

134、本會会報を原則として毎月一回発行する

135、本會会報を原則として毎月一回発行する

136、本會会報を原則として毎月一回発行する

137、本會会報を原則として毎月一回発行する

138、本會会報を原則として毎月一回発行する

139、本會会報を原則として毎月一回発行する

140、本會会報を原則として毎月一回発行する

141、本會会報を原則として毎月一回発行する

142、本會会報を原則として毎月一回発行する

143、本會会報を原則として毎月一回発行する

144、本會会報を原則として毎月一回発行する

145、本會会報を原則として毎月一回発行する

146、本會会報を原則として毎月一回発行する

147、本會会報を原則として毎月一回発行する

148、本會会報を原則として毎月一回発行する

149、本會会報を原則として毎月一回発行する

150、本會会報を原則として毎月一回発行する

151、本會会報を原則として毎月一回発行する

152、本會会報を原則として毎月一回発行する

153、本會会報を原則として毎月一回発行する

154、本會会報を原則として毎月一回発行する

155、本會会報を原則として毎月一回発行する

156、本會会報を原則として毎月一回発行する

157、本會会報を原則として毎月一回発行する

158、本會会報を原則として毎月一回発行する

159、本會会報を原則として毎月一回発行する

160、本會会報を原則として毎月一回発行する

161、本會会報を原則として毎月一回発行する

162、本會会報を原則として毎月一回発行する

163、本會会報を原則として毎月一回発行する

164、本會会報を原則として毎月一回発行する

165、本會会報を原則として毎月一回発行する

166、本會会報を原則として毎月一回発行する

167、本會会報を原則として毎月一回発行する

168、本會会報を原則として毎月一回発行する

169、本會会報を原則として毎月一回発行する

170、本會会報を原則として毎月一回発行する

171、本會会報を原則として毎月一回発行する

172、本會会報を原則として毎月一回発行する

173、本會会報を原則として毎月一回発行する

174、本會会報を原則として毎月一回発行する

175、本會会報を原則として毎月一回発行する

176、本會会報を原則として毎月一回発行する





# 本会評議員会

高松市に於て開催された第三回全国学校保健大会の前日十一月十四日午後二時より、香川県庁内会議室で本会評議員会を開催。二十八年度の第二回会議であつて（第一回は本年五月文部省主催全国学校保健主管課長会議の際に開催）、全員六十人中出席者四十二人で成立した。議題及び審議結果は左の如くであつた。

一、昭和二十七年度決算報告  
本年度春季評議員会に報告の通りで、歳入合計四九七、六一一円二八錢、歳出合計四四八、七一六円五〇差引残高四八、八九四円七八錢で、これは次年度繰越金としたのであることを決算書（記載省略）を附して報告、全員承認。

また財産は一、基本金四大、七三五円七九錢（住友信託及び安田信託の信託預金となつてゐる）であり、二、普通財産は一、六三〇、一四〇円二八錢（内訳イ銀行預金四八、八九四円七八錢）口、不動産（土地及建物）一、五一、七一二円四八錢動産（什器、備品、図書）六八、五三三四五〇錢）であることを財産目録を附して（記載省略）を報告、全員承認。

二、昭和二十八年度予算報告

本年度春季評議員会に報告した処歳入中加盟団体の納入金は過年度未納金を新年度に取立てる計画とする方針に改められることの条件で承認されたので、そのように修正して歳入合計一、三八五、九五四円七八錢（過年度加盟団体負担金未納金二一）

七、〇六〇円）歳出合計は歳入と同額であるが、その主要項目は事務費三七六、〇〇〇円、事業費七三九、九五四円七八錢、公課二〇、〇〇〇〇予備費二五〇、〇〇〇円であることを詳細な予算書（記載省略）を附して説明し、全員承認。

## 三、補欠役員一理事の選任

現在の本会の理事及び評議員は昨

年度の仙台での第二回全国大会の前日開催した本会評議員会で改選されたものであるが、そのうち近畿ブロ

ックより選出の理事は、未選定のま

の上至急報告ありたき旨をのべ、次になつてゐるので開催府県で協議

に選出の理事は、未選定のま

の上至急報告ありたき旨をのべ、次に

関東ブロックより既選出の理事服

部静雄氏（東京都教委保健課長）は辞任されたので、東京都教育委員会

保健課長の後任水野俊夫氏を推薦す

るに同意を求める異議なく承認

されたので、明日より開催の第三回大会に

本会より提出の左記協議事項につい

ては、政府に対する要望を強力なら

しめるため、時に出廣者の署名を求

めたいと考え署名簿を準備したの

で、このことの承認を求める異議な

く了承

（一）中学校、高等学校、大学の健

康教育施行に関し

1 教科名は保健体育科とすること

2 右教科の科目は保健及び体育の二科とする

3 保健の教授時数は毎週一時間を下らざること

（二）学校保健職員の設置を急速に制法化されるよう適切の措置を講ぜられたし

五、本会の運営について

（一）本会事業運営の不活潑化の原因一つは、加盟団体の負担金の未

納にあると考えられる。右負担金の過去三ヶ年における納入状況は（本年度は十月末日現在である）、別掲の如くであるから、未納金は非至急納入され度い旨を本会より切望し承を得た。

（二）本会の如き中央団体はその事

業として、会報を刊行すべきであるが、種々の事情から実行難に遭遇していただのが実情であつた。今回幸に

（三）本会より提出の左記協議事項につい

ては、政府に対する要望を強力なら

しめるため、時に出廣者の署名を求

めたいと考え署名簿を準備したの

で、このことの承認を求める異議な

く了承

（一）中学校、高等学校、大学の健

康教育施行に関し

1 教科名は保健体育科とすること

2 右教科の科目は保健及び体育の二科とする

3 保健の教授時数は毎週一時間を下らざること

（二）学校保健職員の設置を急速に制法化されるよう適切の措置を講ぜられたし

五、本会の運営について

（一）本会事業運営の不活潑化の原因一つは、加盟団体の負担金の未

納あると考へられる。右負担金の過去三ヶ年における納入状況は（本年度は十月末日現在である）、別掲の如くであるから、未納金は非至急納入され度い旨を本会より切望し承を得た。

（二）本会より提出の左記協議事項につい

ては、政府に対する要望を強力なら

しめるため、時に出廣者の署名を求

めたいと考え署名簿を準備したの

で、このことの承認を求める異議な

く了承

（一）中学校、高等学校、大学の健

康教育施行に関し

1 教科名は保健体育科とすること

2 右教科の科目は保健及び体育の二科とする

3 保健の教授時数は毎週一時間を下らざること

（二）学校保健職員の設置を急速に制法化されるよう適切の措置を講ぜられたし

五、本会の運営について

（一）本会事業運営の不活潑化の原因一つは、加盟団体の負担金の未

納あると考へられる。右負担金の過去三ヶ年における納入状況は（本年度は十月末日現在である）、別掲の如くであるから、未納金は非至急納入され度い旨を本会より切望し承を得た。

**Vita Baby**

虚弱兒に

小粒の綜合ビタミン剤

坊やは1つ  
ママ3つ

ビタベビー

(100錠) 50円 (300錠) 570円 (東京橋日本橋)

第一製薬

いちごの味…甘い味

2どもライシ

お

入素

酵素よくするふ

30円

五（活動）前号の目的を達成するため左の活動を行う

- (1)学校保健法案の内容の検討  
(2)法案の実現に必要な物心両面に亘る企画とその推進  
(3)地方協議会との連絡調整  
(4)その他学校保健の強力な推進をはかる諸活動

六（役員）本連合会に左の役員をおく  
会長一名。副会長若干名。幹事長

## 学校保健推進協議会 に関する懇談会開催

第三回全国学校保健大会で決定した学校保健推進協議会に関する懇談会を十二月二十一日本会議室で開催した、年末多忙の折柄、関東地区を主として御案内をしたが、左記各県より多数の参会を得たことは世話人として感謝にたえないことである。
山梨県保健体育幹事会
同学校保健会長 田中 孝治氏
愛知県保健厚生課 小野 徹氏
新潟県保健課 八田 課長
同学校保健会 田中
群馬県学校保健課 武光
東京都保健課 田島 治郎氏
同学校保健衛生会 猪股 課長
神奈川県学校保健課 成田 寿邦氏
茨城県体育保健課 阿部 課長
埼玉県保健課 水野 課長
同 原 広瀬 勇氏
横浜市教育委員会 掛札 課長
松岡 一学氏
宝二氏 真直氏 薰氏

福岡県保健会 本会理事長	植村 勇吉
同理事	岩原 課長
同監事	向井 拓
文部省からは	長倉 喜男
新井保健課長、佐藤事務官	三田 千葉
竹内事務官の臨席があつた。	可見 重一
議題として左記事項が世話人として 本会から提出された、	邦雄 弘
一、香川県よりの連絡事項 (大会にて推進協議会に対して実 現方を委託された事項)	たつ
二、各地の推進協議会の結成、準備 の事情	重一
三、中央世話人の差当り為すべき事項 項	
2、地方へ働きかける事項 中央でなすべき事項	

人選を行つた。  
要望書

昭和二十八年十一月十五日六日、  
日三日間高松市にて開催の第三回  
国学校保健大会において千八百參  
会員満場一致にて左記事項を決議  
かつ賛成署名を行いました。

貴職におかれでは、本決議事項  
実現方について万全の御配慮を願  
たく、ここに署名簿を付して要望  
を提出いたします。

記

中学校、高等学校、大学の健康  
育施行に關し

1、教科名は保健体育科とするこ  
2、右教科の科目は保健及び体育  
二科とすること。

3、保健の教授時數は毎週一時間  
下らざること  
の三条件の実現を期す

昭和二十八年十二月二十一日

すでに、九州、近畿、北陸、東北の各地区にけ地区学校保健学会の結成準備をみて、それぞれ活動をつづけており、東海地区は結成準備中、その他の地区も結成の体勢にある折柄、関東地区にも、結成気運が高まり、一月二十二日準備の頤合せ的懇談会が、本会々議室で開催された。

参考者は、柳沢利喜雄千葉大学教授、北浜章教育大学教授、栗山重信教授、国立第一病院副院長、三堀千枝太東京学芸大学教授、小栗一好東京大学教授、それに文部省新井保健課長、湯浅事務官、竹内事務官、岩原本会理事長の九名であった。

懇談の結果、広く関係者に呼びかけて、結成準備を進めるところになつり、二月十九日に、再び懇談会を開くことになつた。

なお、東京教育大学石山教授、東京大学瀬田教授、同細谷教授、同重田教授は所用のため欠席された。

関東学校保健学会  
告成の氣運

3、中央に連合会結成でまでの間臨時  
に委員会の如きものを設置する  
ことの可否及び委員選定の方法  
等

三、その他

1、文部省へ陳情の件

×

まず岩原世話人から、開催につい  
ての挨拶があり、協議事項について  
の説明を行つた後、座長の選定を行  
つた。その結果、三田弘氏（本会理  
事埼玉県学校保健会長）が選出され  
た。

学校保健推進連合会  
文部大臣 大達 茂雄殿  
なほ、陳情者代表として、本懇談  
会参考者中より左記の方々が選出さ  
れ直ちに文部省へ赴いて陳情を行つ  
た。  
田中寿邦氏、小野徹氏、原一学氏  
可児重一氏、長倉邦雄氏

回虫は恐ろしい 沢山の害を与える回虫を一刻も早く駆除することこそ急務!……それには良く効いて安全なマクニンSが一薬です

# マクニン<sup>S</sup><sub>エス</sub>

マクニンとサントニンの合剤

藤沢薬品 大阪市東区道修町

区分	身長		体重		胸囲 座高				
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差	
男	6 年々	109.3	4.6	18.6	2.1	56.4	2.4	62.4	2.8
	7	114.2	4.9	20.6	2.2	58.3	2.6	64.8	2.8
	8	119.2	5.0	22.6	2.5	60.1	2.7	67.0	2.8
	9	123.9	5.2	24.7	2.8	61.8	2.8	69.0	2.9
	10	128.3	5.6	26.9	3.1	63.6	3.0	71.0	2.9
	11	132.5	5.7	29.2	3.4	65.6	3.2	72.7	3.1
	12	137.4	6.4	32.0	4.5	67.6	3.9	74.8	3.6
	13	142.9	7.5	36.1	5.7	70.0	4.5	77.5	4.2
	14	148.8	7.8	41.1	6.6	73.8	5.0	80.7	4.6
	15	156.8	7.0	47.4	6.3	77.3	4.8	84.8	4.3
	16	160.3	6.6	51.0	6.1	80.1	4.6	87.0	3.9
	17	162.6	5.6	53.6	5.7	82.2	4.4	88.4	3.5
	18	162.5	5.6	54.4	5.6	82.9	4.4	88.4	3.6
	19	162.4	5.5	54.9	5.4	83.3	4.4	88.5	3.7
	6 年々	108.6	4.7	18.1	2.0	54.8	2.5	62.0	2.8
	7	113.6	4.8	20.0	2.3	56.6	2.6	64.3	2.8
	8	118.3	4.8	22.0	2.5	58.3	2.8	66.6	2.8
	9	123.3	5.2	24.1	2.9	60.2	3.0	68.8	2.9
	10	128.0	5.7	26.6	3.3	62.1	3.3	70.9	3.1
	11	133.1	6.2	29.6	4.1	64.5	3.8	73.2	3.5
	12	138.4	6.6	33.5	5.1	67.6	4.6	76.0	3.6
	13	143.8	6.4	38.0	5.8	71.1	5.0	78.8	3.9
	14	147.7	5.7	42.1	5.9	74.5	4.9	81.1	3.6
	15	151.0	5.0	46.0	5.6	77.3	4.5	83.2	3.0
	16	152.1	4.9	48.3	5.4	78.8	4.4	83.8	3.0
	17	152.8	4.9	49.6	5.3	80.0	4.3	84.2	3.0
	18	152.4	4.9	50.0	5.3	80.7	4.5	84.1	3.0
	19	152.6	5.1	50.3	5.2	81.4	4.3	84.0	3.0

## 本会々議録

### 二十八年度本会役員会

六月四日、全国学校保健主幹課長

会議を機に、全国町村会館で本会役員会（理事会・評議員会）を開催し

た。

出廣者 理事一八名（主任を含む）

評議員四三名（同上）

（何れも過半数で会議は成立、議長には岩原理事長選出）

二十七年度決算案

二十八年度予算案

二十八年度事業計画案

補欠役員選任

その他

第一号より第三号議案は別項のとおりそれぞれ可決（第二号議案の予算案は一部修正）

補欠役員選任

その他の

×

佐口 安治氏（全国小学校会長）

杉田 武義氏（東京都学校保健会

佐伯 敏郎氏（東京都月島中学校

川口 金次郎氏（埼玉県保健課長）

以上四理事の退任に伴い、

小野 重内氏（全国小学校長会長）

三田 弘氏（日本医師会常任理

事 埼玉県学校保健

会長）

向井 喜男氏（日本歯科医師会理

事）

木新次、長倉邦雄、河野久義、勝

磯仙策、服部静雄、岩原拓各理

事、稻葉一郎監事。

が、関東ブロック選出の理事に就任

の三氏を補充選任可決。

監事 服部 静雄氏（東京都保健

課長）

（註一後に服部氏理事退任）したので、監事の補充として

可児 重一氏（東京都学校保健衛生会副会長）

で、監事の補充として

を選任可決。

その他

1、負担金の未納は予算書に計上す

べきである。（板木神奈川等）

2、未納負担金については権力督促

しなければならぬ。（千葉等）

3、本会はむしろ哀微していくが、

文部省と話し合つて隘路を開くべきである。（福岡等）

4、学校保健会の名称について（熊本）の質問に対しても、理事長

より「寄付行為変更について難

関があり、会名変更是正式に決

定していいが、変更決定の趣旨に従つて便宜上、用いること

がある」旨の答弁があつた。

B・C・G潰瘍治療案（アルサ

I・A軟膏）について新井保健課

長より説明

健康教育の改善振興に関する件

（二八・四・二七・名古屋市で

開催の八大都市学校保健協議会

決議）について、文部大臣、中

央教育審議会長に建議を行つた

旨を岩原理事長より報告を、そ

れぞれ了承した。

京浜役員懇談会

五月三十日本会々議室で開催、事

業計画その他について懇談した。

出席者 新井英夫、栗山重信、勝

木新次、長倉邦雄、河野久義、勝

磯仙策、服部静雄、岩原拓各理

事、稻葉一郎監事。

が、関東ブロック選出の理事に就任

の三氏を補充選任可決。

監事 服部 静雄氏（東京都保健

課長）

（註一後に服部氏理事退任）したの

で、監事の補充として

を選任可決。

その他

1、負担金の未納は予算書に計上す

べきである。（板木神奈川等）

2、未納負担金については権力督促

しなければならぬ。（千葉等）

3、本会はむしろ哀微していくが、

文部省と話し合つて隘路を開くべきである。（福岡等）

4、学校保健会の名称について（熊本）の質問に対しても、理事長

より「寄付行為変更について難

関があり、会名変更是正式に決

定していいが、変更決定の趣旨に従つて便宜上、用いること

がある」旨の答弁があつた。

B・C・G潰瘍治療案（アルサ

I・A軟膏）について新井保健課

長より説明

健康教育の改善振興に関する件

（二八・四・二七・名古屋市で

開催の八大都市学校保健協議会

決議）について、文部大臣、中

央教育審議会長に建議を行つた

旨を岩原理事長より報告を、そ

れぞれ了承した。

京浜役員懇談会

五月三十日本会々議室で開催、事

業計画その他について懇談した。

出席者 新井英夫、栗山重信、勝

木新次、長倉邦雄、河野久義、勝

磯仙策、服部静雄、岩原拓各理

事、稻葉一郎監事。

が、関東ブロック選出の理事に就任

の三氏を補充選任可決。

監事 服部 静雄氏（東京都保健

課長）

（註一後に服部氏理事退任）したの

で、監事の補充として

を選任可決。

その他

1、負担金の未納は予算書に計上す

べきである。（板木神奈川等）

2、未納負担金については権力督促

しなければならぬ。（千葉等）

3、本会はむしろ哀微していくが、

文部省と話し合つて隘路を開くべきである。（福岡等）

4、学校保健会の名称について（熊本）の質問に対しても、理事長

より「寄付行為変更について難

関があり、会名変更是正式に決

定していいが、変更決定の趣旨に従つて便宜上、用いること

がある」旨の答弁があつた。

B・C・G潰瘍治療案（アルサ

I・A軟膏）について新井保健課

長より説明

健康教育の改善振興に関する件

（二八・四・二七・名古屋市で

開催の八大都市学校保健協議会

決議）について、文部大臣、中

央教育審議会長に建議を行つた

旨を岩原理事長より報告を、そ

れぞれ了承した。

京浜役員懇談会

五月三十日本会々議室で開催、事

業計画その他について懇談した。

出席者 新井英夫、栗山重信、勝

木新次、長倉邦雄、河野久義、勝

磯仙策、服部静雄、岩原拓各理

事、稻葉一郎監事。

が、関東ブロック選出の理事に就任

の三氏を補充選任可決。

監事 服部 静雄氏（東京都保健

課長）

（註一後に服部氏理事退任）したの

で、監事の補充として

を選任可決。

その他

1、負担金の未納は予算書に計上す

べきである。（板木神奈川等）

2、未納負担金については権力督促

しなければならぬ。（千葉等）

3、本会はむしろ哀微していくが、

文部省と話し合つて隘路を開くべきである。（福岡等）

4、学校保健会の名称について（熊本）の質問に対しても、理事長

より「寄付行為変更について難

関があり、会名変更是正式に決

定していいが、変更決定の趣旨に従つて便宜上、用いること

がある」旨の答弁があつた。

B・C・G潰瘍治療案（アルサ

I・A軟膏）について新井保健課

長より説明

健康教育の改善振興に関する件

（二八・四・二七・名古屋市で

開催の八大都市学校保健協議会

決議）について、文部大臣、中

央教育審議会長に建議を行つた

旨を岩原理事長より報告を、そ

れぞれ了承した。

京浜役員懇談会

五月三十日本会々議室で開催、事

業計画その他について懇談した。

出席者 新井英夫、栗山重信、勝

木新次、長倉邦雄、河野久義、勝

磯仙策、服部静雄、岩原拓各理

事、稻葉一郎監事。

が、関東ブロック選出の理事に就任

の三氏を補充選任可決。

監事 服部 静雄氏（東京都保健

課長）

（註一後に服部氏理事退任）したの